

# 戸籍謄抄本・住民票等交付請求書【郵便用】

あて先 川根本町長

平成 年 月 日

① 必要な本籍 (住民票の場合は住所)	静岡県榛原郡 川根本町上長尾627番地		
② 筆頭者 (住民票の場合は世帯主)	(戸籍のはじめに書かれている人) ※筆頭者の方が亡くなられても筆頭者名は変わりません。 川根本 太郎		
③ 対象者	(フリガナ) カワネホン ハナコ 川根本 花子 明・大 昭 平 3年1月1日生		
④ 必要なもの	謄本 (全部・全員)	抄本 (一部・個人)	2週間以内に戸籍の届出を された方は記入してください。 いつ: H27年12月20日 どこへ: △△市役所へ なにを: 死亡届 を提出
戸籍	通 (1通 450円)	通 (1通 450円)	
除籍・改製原戸籍	通 (1通 750円)	通 (1通 750円)	
附票	通 (1通 300円)	通 (1通 300円)	
身分証明		通 (1通 300円)	
相続など連続 する戸籍を請 求する場合 ※1	氏名: 川根本花子 (旧姓: ) の (出生 婚姻) から (現在 婚姻) (婚姻 転籍) から (転籍 死亡) までの戸籍が 2 セット必要		
備考	(例) △△と〇〇が親子(兄弟)であることがわかるもの、△△の死亡が記載されて いるもの など特に必要な証明事項があれば詳しく記載してください。		
その他証明	【 】証明 通		
住民票	通 (1通 300円)	通 (1通 300円)	
除票	通 (1通 300円)	通 (1通 300円)	
住民票・除票の申請にあたり、表示が必要な時は☑をつけてください。 <input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 在留資格・期間等 <input type="checkbox"/> 在留カード番号 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 中長期在留者、特別永住者等の区分 <input type="checkbox"/> 通称履歴 ※住民票コード・個人番号入り住民票は、本人及び同一世帯員以外の方に交付することができません。 ※☑がないものについては省略となります。(カッコ内は外国籍の方のみの項目)			
⑤ 申請者 ※2	住所	静岡県△△市◆◆町1番地の234	
	氏名	川根本太郎	③との関係 夫
昼間連絡のとれる電話番号:(自宅・携帯・職場) 090-1234-5678			
⑥ 請求理由	(何のために、どこへ提出するか、など詳しく記載してください) 相続手続きのため、○△銀行に提出		

※1 連続する戸籍(出生から死亡など)を請求する場合は、対象者により手数料が異なります。

※2 申請者の本籍が川根本町になかった場合、申請者と対象者の関係がわかる書類(戸籍証明のコピーなど)を添付してください。

(注意) ○手数料は市区町村によって異なりますのでご確認ください。

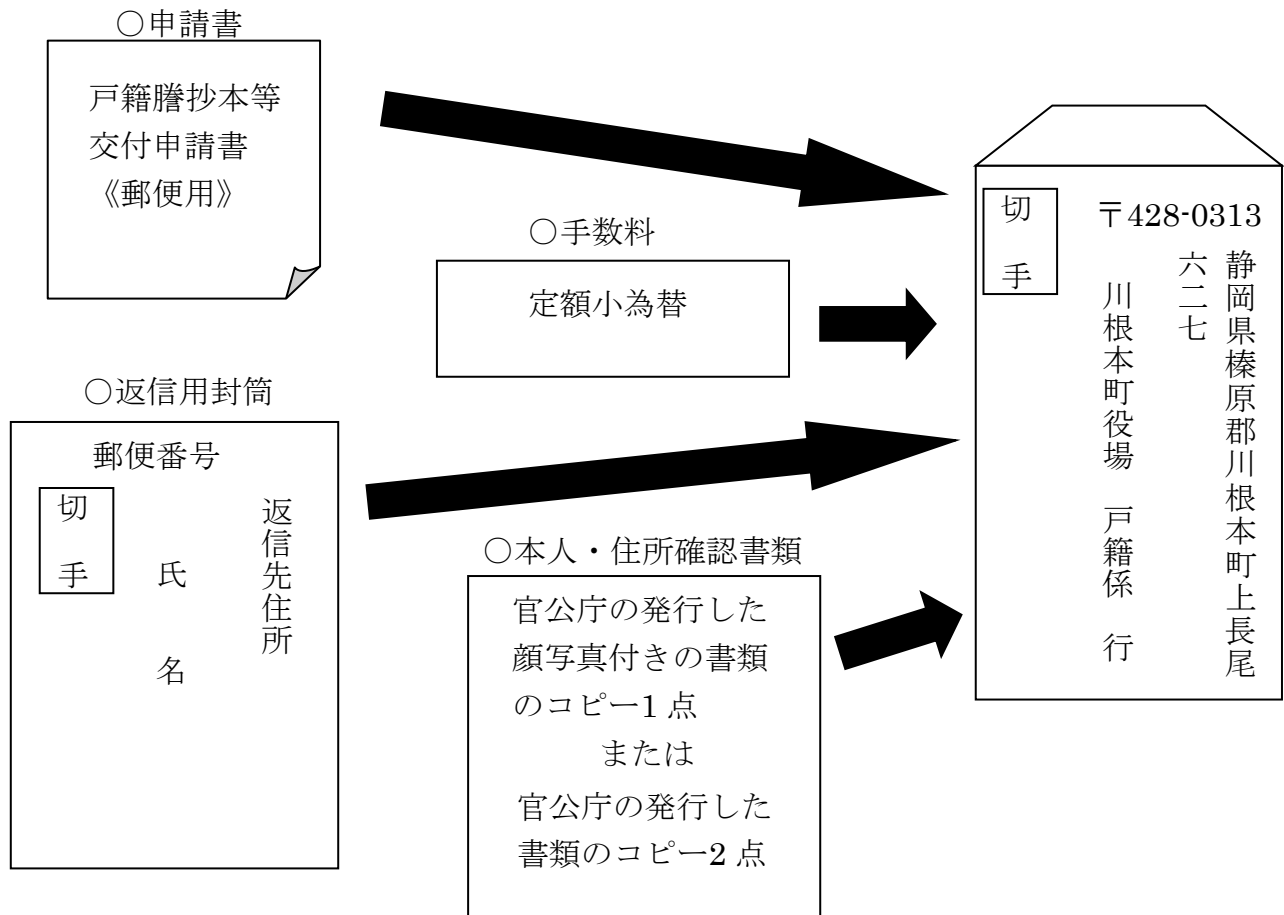
○偽りその他不正な手段によって交付を受けたときは、罰金に処されます。

○プライバシーの侵害及び差別的な事柄につながるような不当な請求には応じられません。

# 郵便での戸籍謄抄本等の請求に必要なもの

- **申請書** ①～⑥まで記入してください。(屋間の連絡先の電話番号は必ず記入してください)
- **手数料** 郵便局で販売している定額小為替にてお願いします。  
※切手はご遠慮ください。(切手は現金に替えられないため、手数料として納められません)  
※手数料の金額は市区町村によって異なりますのでお確かめください。
- **返信用封筒(切手貼付)**  
返送先の住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。請求部数が多い場合は大きめの封筒をご用意ください。返送先の住所は、確認のとれる住所地以外に送付できません。
- **本人確認・住所確認書類**  
本人及び返送先住所の確認のため、運転免許証(住民票上の住所の記載がないものは不可)・写真付き住民基本台帳カード・個人番号カードなど官公庁の発行した顔写真付きの書類 1 点のコピーが必要です(パスポートは住所確認ができないため、郵便請求では使用できません)。  
顔写真付きの書類がない場合は、健康保険証・介護保険者証など官公庁の発行したもの 2 点のコピーが必要です。※市区町村によって異なりますので、詳しくは請求市区町村へお問い合わせください。
- **その他(疎明資料など)**  
相続などの場合、相続人であることの資料が必要です。また、請求内容によっては添付資料が必要になる場合があります。

上記のものを同封し、本籍地の市区役所・町村役場の戸籍係にご請求ください。



## 【お願い】

郵送の場合は、配達の日数と役場の処理日数が必要です。日数に余裕をもって申請してください。その他不明な点は請求先の市区町村にお問い合わせください。

申請書類に不備があると、返送させていただくこともあります。ご了承ください。